

令和6年度 第3回「部活の未来を考える会」会議録

会議名	令和6年度 第3回「北九州市部活の未来を考える会」
会議種別	市政運営上の会合
日時	令和6年11月26日(火) 15時30分～17時00分
開催場所	小倉北区役所東棟8階811会議室(北九州市小倉北区大手町1番1号)
出席者	<p>[構成員] ※ 50音順敬称略 石川 隆之、岩谷 かおり、上田 あけみ、上村 英樹、倉本 京子 下田 功、園田 美恵子、高田 俊也、中附 博美、花田 佳子 松井 清記、森川 正和、和田 正人</p> <p>[事務局] 教育次長、学校教育部長、教育相談・特別支援教育担当部長 部活動地域移行担当課長 ほか6名</p>
次第	<p>1 教育委員会挨拶 2 説明事項 (1) 部活動地域移行推進計画の策定について 3 議事 (1) 北九州市部活動の在り方に関する総合的なガイドラインについて</p>
会議経過 (発言内容)	<p>1 教育委員会あいさつ 【教育次長】 前回までの会議では、パブリックコメントを踏まえ、「北九州市部活動地域移行推進計画」に関するご意見をいただき、現在、最終案の仕上げに入っている。</p> <p>国においては、部活動地域移行推進期間以降、いわゆる令和8年度以降の方向性に関して検討しているところであり、部活動に係る学習指導要領解説の見直しや、「地域移行」ではなく「地域展開」という表現がよいのではないかというような報道もある。</p> <p>そこで、見直しが行われる学習指導要領解説の内容も本市の計画に踏まえる必要があると考え、その通知があるまで推進計画の策定を延期することとした。詳しくは、この後、担当より説明する。</p> <p>しかしながら、少子化が進行するとともに、アンケート調査の結果からもはっきりとしているニーズの二極化に対応するためには、部活動地域移りの推進は必要であると考え。また、国の学習指導要領解説見直しの内容と北九州市の推進計画の内容とに齟齬がないことが確認できた後には、推進計画の策定を急ぐとともに、速やかに、児童生徒や保護者に対して周知をしたい。</p> <p>そのため、本日は、計画策定前ではあるが、本市の部活動ガイドラインに地域クラブ活動の内容を入れた、地域移行に向けたガイドライン改定案をお示しする。</p> <p>北九州市における部活動地域移行を実施するに当たり、委員の皆様からの忌憚のないご意見をいただきたい。</p> <p>○ 会議資料確認</p>

2 説明事項

(1) 部活動地域移行推進計画の策定について

【事務局】

資料1をご覧ください。

北九州市部活動地域移行推進計画の策定について、策定のスケジュールについて変更が生じたためお知らせする。

前回ご説明した通り、推進計画の策定を今年11月中旬の予定としていた。しかし、国の会議体である「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」のワーキンググループにおいて、「学習指導要領解説の見直しに関する議論」がなされており、今年12月に学習指導要領解説の見直しの通知がなされるとの話があった。

この「学習指導要領」とは、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を文部科学省が定めているものである。その「学習指導要領」に詳しい解説を加えたものが、「学習指導要領解説」となる。

今回の見直しで、部活動地域移行の方向性が変更されるわけではないと聞いているが、北九州市の推進計画と学習指導要領解説とで、言葉の意味合いや使われる語句などに齟齬があると、児童生徒や保護者、学校現場等に混乱が生じるため、12月の通知を待ってからの策定となった。

変更後のスケジュール予定は資料のとおりである。

3 議 事

(1) 北九州市部活動の在り方に関する総合的なガイドラインについて

【事務局】

本日は、「北九州市部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の改定に向けて、委員の皆様より、ご意見をいただくことを目的としている。ご意見いただきたいのは、3点である。

1点目は、学校部活動への追記である。休日部活動の地域クラブへの移行に向けて、休養日の拡大などを盛り込んだ。

2点目は、北九州市地域クラブについてである。これまでのガイドラインは、学校部活動のみの記載であったが、第2章として北九州市地域クラブの内容を盛り込んだ。

3点目は、北九州市地域クラブを認定するための要綱や申請する際の認定要件についてである。

議事も3点に分けて行いたいと考える。

○ 議事 1 学校部活動への追記について

【事務局】

資料2、9ページをご覧ください。

現在は、「ア 休養日の設定の原則」にあるように、平日1日、土日いずれか一方を休養日としている。そこに、「カ 地域クラブ活動への移行に向けて」を追記した。推進計画にも、令和9年度を目標に、段階的に地域クラブ等へ移行する旨を盛り込んでいるため、地域クラブの活動場所の確保を目的に、段階的に休養日を拡大するようにしている。令和7年9月より毎月第1土曜日と翌日曜日を休養日に、令和8年9月より第1第3土曜日と翌日曜日を休養日に、令和9年9月より毎週土曜日と日曜日及び祝日を休養日にすることとしている。4月を基準とすると、各年度の3年生への影響が大きくなるため、新チームへと切り替わる9月を基準としている。

続いて10ページをご覧ください。

「(2) 活動時間の設定」の2つ目に、活動時間を16時間未満にすることを盛り込んだ。この16時間は国が示す基準である。大会前や夏季休業期間中に活動時間が長くなる傾向があるため、中学生の心身に影響が無いよう盛り込んだものである。

まずは、議事の1として、1つ目は休養日の拡大、2つ目は活動時間の設定、以上2点についてご意見をいただきたい。

【委員】

9月の新チームへの切り替えについて、運動部は9月だと思うが、文化部は11月ごろまで3年生が活動する。

【委員】

案では、運動部が中心で考えているため、文化部の側面から意見をいただけると是正が必要な部分が見えてくると思う。

【委員】

11月の初めぐらいまでは各学校で文化発表会等が行われるため、文化部はそこで引退となることが多い。そのため、「9月から12月」など幅を持たせる方がよい。

【委員】

補足として、中文連関係の大会が終了する11月末をもって引退とする学校もある。部活動については、休日は地域に移行し、平日は学校が担うという理解でよいか。

【事務局】

そうである。休日の学校部活動は、段階的に休養日にし、地域クラブへ移行していく。

【委員】

コンクール等の「等」をどこまで含むのかが難しい。文化部特有のことではあるが、学校には地域の行事などに参加してほしいとの打診がある。地域の行事は休日にあるので、休養日の設定がなあなあになる危険性もあると感じる。きちんと線引きするか、それとも余白を残して校長判断とするのか、具体的に議論しておいた方が混乱は少ないと思う。

【委員】

大会参加や地域行事の参加については、学校や地域によって時期が異なるため、休養日や活動時間を一律に設定するのは難しいと考える。令和7年、8年、9年と様子を見ながら判断していくことになるかと考える。事務局として、何かあるか。

【事務局】

推進計画の最終案では、令和9年度を目途にしているため、段階的に休養日を拡大するように示した。また、ある段階で、急に休日の活動ゼロになると混乱が生じると考えたため、段階的に休養日が拡大するように示した。いただいた意見を参考に検討したい。

【委員】

令和7年9月から第1土曜日と翌日曜日が休養日というのは、その後の1年間、毎月第1土曜日と翌日曜日が休みになるという捉えでよいのか。

【事務局】

そうである。段階的に休養日を増やすということである。

【委員】

中体連について、10月末に大会が終了する競技がある。全ての競技が夏で終わるというわけではない。

【委員】

種目や大会の内容によって3年生が引退する時期はずれる。記載の仕方について、幅を持たすなど、事務局で検討いただきたい。

【委員】

10ページ、(2)の下校時刻について、推進計画の中に平日の活動時間が令和9年度までに段階的に短縮されていくという記載があったと思う。最終的には、部活動が終了する時刻は17時になるという解釈でよいのか。

【事務局】

推進計画には、「活動時間の短縮」、「終了時刻の設定」と記載している。終了時刻については、17時を想定している。

【委員】

「令和9年度には終了時刻が17時になる」と明記することになると思うが、今の段階では、ここに具体的な時刻を明記はできないのか。例えば、令和9年度の17時という明記に向けて、令和7年度は18時30分までとか、令和8年度は18時までとか、終了時刻を明記し、統一して示すことはできないのか。

【事務局】

段階的に終了時刻を設定することは考えている。ただし、時間の明記や何時までといった具体的な内容は検討させていただきたい。

【委員】

平日は2時間程度だと思うが、なぜ令和9年度の終了時間が17時となるのか。

【事務局】

これまでの推進計画の議論の中で、活動時間の短縮ということもご意見いただいたため、それに合わせている。

【委員】

現場からは、困るという声が上がると思う。中学校は、放課が16時になるため、17時となると、ほとんど活動することができなくなる。平日2時間の活動は守るべきだと思う。また、生徒指導の側面など部活動が担う部分は大きい。教員の働き方を考えることは大事だとは思いますが、部活動をやりたい先生の意欲をそぐ形になるのではないかと懸念もある。このまま進めるべきではない。

【委員】

17時以降の活動は、地域クラブが引き継ぐと考えているのか。17時以降の活動をどのように考えているのかを伺いたい。

【事務局】

まずは休日の地域移行からであり、平日の地域移行の議論はその後になるが、17時以降、いわゆる学校部活動が終了した後については、地域クラブに移行していくことになろうと考える。休日の活動が移行され、学校部活動が短縮された後には、地域の活動に移っていくイメージである。

【委員】

卒業生などに聞くと、「1時間の部活動では準備したら終わる」と言っていた。活動時間を保証するために、放課時間を早めるなどの調整が実際にできるものなのか。しかし、際限なく後ろに延ばしてしまうと、難しい部分もあると思うし、帰宅時の安全管理というのものもあるだろう。

【委員】

これは、学校の時間割りをどう変えるかということにも及んでくるのではないかと思う。ただ、授業時間や休み時間をいくら削っても、なかなか引き出すことができないのが現状である。時間については、国の指示では出てこないと思うため、週あたりの活動時間数の設定等で調節するしかないのではないか。ただし、その調整も、現場の実情に合わせないといけない。現段階で決めるのは難しいとも考える。

【事務局】

ご意見をいただきながら調整をし、最終的なガイドラインの検討をしたいと思っている。

【委員】

地域クラブについて、放課後に下校した上で地域クラブに参加するのか、それとも、17時以降に指導者が変わって地域クラブという形になるのか。保護者としては、1度帰ってくるのか、晩御飯はどうするのかなどの疑問がある。

【事務局】

様々な形が想定される。一度帰宅し、学校以外の場所で活動するような地域クラブや、部活動から継続して活動する地域クラブもあろうかと思う。実施する団体によって変わると考える。

○ 議事2 北九州市地域クラブについて

【事務局】

続いて、北九州市地域クラブについてである。資料2の17ページをご覧ください。「第2章 北九州市地域クラブ」として新たに追記したものである。第2章は、9つの項目で構成している。

「1 北九州市地域クラブとは」について、北九州市地域クラブは、市が設定した要件を満たし、学校部活動の受け皿として認定されたものであること、学校の教育課程外の活動として、社会教育の一環としてとらえることができることを記載した。

「2 参加者及び運営団体・実施主体と指導者」について、参加者は、希望する全ての生徒を想定すること、運営団体・実施主体は、地域のスポーツ団体や文化芸術団体、保護者や同窓会などが想定されること、指導者は、地域のスポーツ団体や文化芸術団体の指導者のほか、教員の兼職兼業や大学生、保護者等を想定していること、指導者には、教育委員会がガイドラインを用いた研修を実施することを記載した。

「3 活動内容」については、推進計画のとおり、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ活動としている。

18ページから21ページには、「4 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組」と「5 適切な休養日等の設定」については、学校部活動と同様の内容を記載している。

21ページ、「6 活動場所」については、中学校の体育館やグラウンドを中心に、幅広い場所を想定しており、公認された北九州市地域クラブが学校施設や公共施設を使用する際は、低廉な額となるよう環境づくりを進めるとしている。

22ページ、「7 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減」について、会費等は受益者負担を原則としつつ、北九州市地域クラブには、可能な限り低廉な会費の設定を求めるものとしている。

「8 事故等の対応と保険の加入」について、事故等が発生した場合は、運営団体が責任を負うこと、学校部活動では適用される日本スポーツ振興センターと同等の補償となる保険に加入すること、個人賠償責任も補償対象となる保険への加入を推奨することを記載した。

「9 大会への参加及び生徒引率、大会運営への従事」について、大会参加は過度な負担とならないこと、大会の生徒引率は実施主体の指導者等が行うことを記載している。

【委員】

「1 北九州市地域クラブの趣旨」の(2)について、「期間を問わず種目や分野変更できる」とあるが、例えば、春先はサッカー、冬はバスケットボールなどが可能ということか。この地域クラブが中体連の大会等に参加するのであれば、何らかのルールを決める必要があると考える。地域クラブが可能なのであれば、部活動も掛け持ちや途中変更も可能にするべきである。

【事務局】

推進計画の中でも、同様の内容を掲載している。地域クラブは、生徒が大会に参加すること、そして、勝ち上がっていくことを主な活動としたものではない。子どもたちの活動機会を確保すること、多様な種目、多様な分野に触れる機会になること、これが地域クラブの主な趣旨となってくるため、このように記載している。

【委員】

大会を主催する協会等が、大会要項に明記しているかどうかと解釈している。参加要件がなければ、掛け持ちなどは関係ない。

【委員】

運営団体について、文化系の吹奏楽等は運営団体の立ち上げが難しいと思う。例えば先生方がグループで立ち上げることは可能なのか。

【事務局】

教員の兼職兼業も想定する指導者の中に含めており、可能ではある。しかし、勤務の状況等を確認する必要はあろうかと思う。

【委員】

活動場所について、文化部は本当に難しい。体育館や武道場はセキュリティが独立しているが、音楽室や美術室というのはセキュリティが独立していない。前回の会議では、セキュリティに関しても、外からできるように検討するということだったが、これはお金もかかることだと思う。また、日常は授業をしている音楽室などに、様々な団体が入ってくるとなると、授業のしづらさや道具の管理の問題などが出てくると思う。何か国の実証事業等に進展はあるのか。

【事務局】

年度の途中であるため、報告としては出てきてないが、特に吹奏楽の活動場所や楽器の確保が課題であることは認識している。ご意見をいただきながら、どういう形であれば実施可能なのか検討したい。

【委員】

吹奏楽連盟や吹奏楽部を指導されている先生方で一度話し合いをもたないとその辺がはっきりしてこないのではないのか。

【委員】

スポーツについて、学校外の施設を使用するとなると、すでに使用している団体があり、そこに入っていくのは非常に難しいと思う。また、学校の施設であっても、土日はすでに使用している団体がある。そういうところとの折衝をどこがやるのかという問題も出てくる。

【委員】

先日、九州の総合型地域スポーツクラブの大会があった。そこでスポーツ庁や日本スポーツ協会から情報提供があり、先進的に取り組んでいる市町村の話も伺うことができた。

ある町では、地域クラブ化するにあたり、地域クラブの会費の額を町が決めていた。また、町もしくは地域クラブの努力や、住民や企業からの寄付により、負担額を減らす工夫をしようとしていたと記されていた。そして、会費は未来永劫この金額ではないとの説明をされていた。

会費については、こういった具体的な内容を盛り込みながら進めていかないといけないと思う。会費は地域クラブの問題とされても、お金をくださいとは言にくい。ぜひ行政にやって欲しいと思う。NPOだから無料というような時代は過ぎており、ある程度の数字を示していただきたいと思っている。資料には、就学援助等のご家庭に対しての補助を行政が実施するなど、具体的な内容が記してあった。ぜひ検討いただければと思う。

【委員】

北九州市は非常に広いため、会費等を一律に設定するというのはなかなか難しいところではあると考えるが、このような意見を出していただいた上での検討は必要であろうと思う。

【委員】

難しいことは重々わかっているが、ある程度の目安の金額は示してほしい。自由に設定して活動してくれと言われても事業自体が成り立たない。コピー代一つにしてもお金がかかる。指導者も派遣しないといけない。指導者には、よりよい指導ができるように様々な資格を取ってもらうなどの工夫もしていないといけない。そのため、目安となるところの設定は会議の中でもお願いをしているところである。

部活動には、どのくらいの負担額があるのか。負担感がいくらぐらいなのか。私が聞いた町では、受益者負担3000円という具体的な数字を出してあった。それで苦しいと思われる家庭には、補助や寄付を募るなど、お金を集めながら、費用負担が減るように努力をしている。

私も部活動で育ってきた人間である。お金がないからということでスポーツ・文化芸術活動を断念するというのは、大人の都合すぎると感じる。

このような情報は出していただいて、その中で検討していく形にした方がよりよい議論になるのではないかと思う。

【委員】

市民センターで、大人が参加しているクラブなどは、おそらく講師謝金の上限が設けられているのではないかと。例えば、地域クラブについても講師謝金なり、月謝なりの上限は決めておくのがよいのではないかと。受益者負担はいくらまで、指導者に支払う金額はいくらまでなど、上限を決めておく必要はあるかなと思う。市民センターなどを参考にすると一つの指標になるのかと思った。

【委員】

市民センターの例が出たが、市民センターの講座に関する謝金は、個々の講座で全部決められている。上限は決まっていないし、決められない状態である。

【委員】

部活動に関して、活動費は原則的には取っていないが、どのくらいかかるのかわからないと次のステップにはいけないと思う。地域クラブと部活動との差を補うためにはどのくらいの金額が必要なのか。その場合、行政に頼み支出してもらうのか、行政が受けられるのかという議論も必要である。また、地域貢献として企業から寄付を募る。ある程度の枠を作り、枠が見えないと進んでいかないのではないかと思う。例えば、部活動は17時で終わり、そのあと、地域クラブが来るとなった際、実際はお金に苦勞されている方がいっぱいいる。地域クラブには入れないという話にもなりかねない。そのようなことを鑑みると、予算についてもしっかりと見通しを立てないと厳しいと思う。

【委員】

地域クラブとして、地域にいくつ立ち上がるかによっても話は変わってくる。様々な種目が指導可能なスポーツ団体であれば、ある一定の会費で運営できるかもしれない。しかし、部活動の延長線上として1つの種目に特化した形であれば、他の地域からの参加もあり得るため、どこの地域クラブにどれぐらい人が集まるか見通しを立てにくい。

さらに、スポーツを主体にするとわかりやすいとは思いますが、文化芸術になると、なかなか想像のつかない部分がある。

【委員】

音楽系では、合唱の場合と吹奏楽の場合があり、パート練習のための講師の数も違う。保管場所を考えると、合唱よりも吹奏楽の方がお金がかかると思う。合唱も吹奏楽も一律の金額で活動するとなると、どこかが管轄し、まとめて会計を担当してくれるとよいが、そうでなければ難しいかもしれない。

【委員】

吹奏楽部の地域移行のアイデアとして、そのままの形での地域クラブ化しかないのか。

【委員】

結局は楽器が必要である。希望するすべての生徒が活動に参加するという趣旨から考えると、楽器は持っていないが参加したい生徒の楽器について、誰かが提供してくれるのか、それとも、自分で購入させるのかが問題となる。

今は学校にある楽器を使用し、入学したらまずは空いている楽器を使用して練習し、同じ楽器で3年間活動するか、途中で変わるかなどを選択している。しかし、地域移行された場合は、選択できるかもわからない。楽器を変更する場合はさらにお金がかかることも懸念される。活動場所として学校を借りるとしても、楽器や道具等の保管の問題もある。

【委員】

吹奏楽部で使う楽器は、授業で使うことはないのか。

【委員】

ない。別にしている。

【委員】

どこが運営するかは別として、例えば、3校4校が集まり、楽器を持ち寄ってクラブを作ることも可能ではないか。

練習場所については、市民センターを使用する。市民センターは、まちづくり協議会に所属していれば、使用料はかからない。しかし、本来は市民センターで営利活動はできないため、月謝が発生することは禁止されている。

そういうことを考えると、地域で団体を作り、学校に関係する団体は使用料を免除するなどの制度があればできるような気がする。

【委員】

楽器は、先生が運ばないといけない。

【委員】

私の関係している吹奏楽部の場合は、保護者が運んでいる。いずれにしても、保護者の負担は少し出ると思う。

【委員】

打楽器は特に難しい。毎回毛布に包んで移動させるとなると、運搬だけで活動時間が終わってしまう。

【委員】

そのため、拠点となる場所は必要だと思う。学校が小規模になり、吹奏楽部に人が集まらなくなっており、合同で活動して、一緒にコンクールに出るといったパターンは今もある。楽器が余っている複数校が一緒になり、どこかを拠点にし、そこに子どもたちが集まって活動するというのが現実的である。

【委員】

生涯学習センターやその分館、市民会館、市民センターは各区にあるため、これらを利用し、使用料がかからないようにするとよいのではないか。

【委員】

生涯学習センターの中には、楽器の使用ができないところもある。小倉北区は使用できず、小倉南区は使用できるなど、区によって違うようである。

【委員】

そうすると拠点的な形をとり、兼職兼業を含め学校の先生にもお手伝いをお願いしながら活動するのが現実的であり、一番やりやすいのではないか。

【委員】

場所的には吹奏楽が一番大変である。音の面では、学校で活動していても、近所からうるさいと電話がかかってくることもある。それが生涯学習センターなら尚更だと考える。例えば、統廃合で廃校になった小学校や中学校を活用するとか、空いたビルを活用するとか、吹奏楽が活動できる拠点を考えなければ厳しいと思う。合唱は部屋とピアノさえあれば活動できるが、吹奏楽に関しては一番重たい課題である。

【委員】

当然、指導者も特殊性があり、様々な楽器があるため、ひとりの指導者が全ての楽器を指導できるわけではない。

【委員】

市民センターについて、すぐではないが、日曜日に開館するという話が出てきている。市民センターを若い方を中心に利用していただくという考えからである。若い人が利用すると、子どもが利用する。中学生が、地域クラブで使用する場合、市民センターの利用も考えていただきたい。

【委員】

施設については、地域クラブ等が個別に確保するのは難しいと思う。一定の取りまとめの中で連携しながら考えていかないといけないのではないか。

【委員】

最近のネットニュースを見て感じたことだが、昔は強豪校だった高校が、今は大会にすら出場していないことがある。中学生が、高校でも同じ種目を継続して行いたいと思っているのであれば、県と連携し、県立の高校に中学生を受け入れてもらい、一緒に練習ができないか。県にお願いし、近くにある高校と連携することはできないか。受け皿になる団体がないのであれば、「みんなで一緒にやりましょう」と協力することで解決することもあると思う。ぜひご検討いただければと思う。

【委員】

私立高校については、今後さらに少子化になるため、あり得るのかもしれない。施設面でも充実している。しかし、子どもの活動する場としての側面であればいいが、学校との紐づけになってしまう懸念もある。

【委員】

そこまですると、子どもたちに与えるサービスの質が変わってきてしまう。よりチャンピオンスポーツに近づいていくかもしれない。

また、今まで出てきたスポーツ・文化芸術活動以外にもいろんな種目、分野のものがあると思う。それらに関しても網羅しておかないと、懸念事項がたくさん出てくる可能性もある。

【委員】

学校施設の使用について、同じ中学校のグラウンドを複数の違う競技が使用することもあり得るという想定なのか。

【事務局】

部活動でも使用している形態であるため可能と考える。例えば、グラウンドを半分使用するなど、複数の競技が使用することは想定している。

【委員】

そうなると、グラウンドを全面使用したい地域クラブが複数あった場合、最終的に許可をするのはどこになるのか。

【事務局】

制度自体はこれからである。例えば、現行の制度である目的外使用やスポーツ解放を活用するかどうか、この辺は検討が必要だと思っている。場所の取り合いということも考えられるため、一定のルールを設けながら運用する必要はあると考える。

ただし、地域クラブは、子供たちの活動の機会の確保が主たる目的である。グラウンド全面を使い勝利を目指すというものではないことは、公認するクラブにご理解いただいた上で、施設の使用を許可するということになるかどうかと思う。

【委員】

例えば、吹奏楽部がマーチングの練習をするために、グラウンドを使用することもある。1つの会場だけにこだわらず、複数の場所で活動することがあってもよいと感じている。

○ 議事3 北九州市地域クラブを認定するための要綱や申請する際の認定要件について

【事務局】

3点目は、北九州市地域クラブを認定するための要綱や申請する際の認定要件についてである。資料3をご覧ください。

1ページから3ページの要綱については、北九州市地域クラブを認定するために必要な事項を記載している。特に、4条には、公認するための要件を記している。また、5・6ページには、その要件を認定要件確認書としてまとめている。

5ページの「組織に関すること」については、中学生が自由に参加できるクラブであること、活動拠点は原則として北九州市内とし、移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと、営利目的を主とした運営でないこと、複数の役員や指導者が運営に携わっていること、「北九州市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を遵守して活動すること、規約又は会則を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること、教育委員会が主催する、指導者研修を受講した役員または指導者が運営に携わることとしている。

また、6ページ、「活動方針・指導方針に関すること」については、部活動の意義を正しく理解するとともに、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること、保険に加入すること、安全管理と事故防止に努め、体罰等のない適切な指導を行うこと、スポーツ障害・外傷のリスクなどを正しく理解して指導すること、勝利至上に偏ることなく、短時間でも効果が得られるように工夫して指導すること、適切な指導内容や練習時間を設定すること、危機管理及び生徒の安全確保に万全を期することとしている。

以上の認定要件について、追記したほうがよい内容や文言を変更したほうがよい内容等、ご意見をいただきたい。

【委員】

認定要件について、地域クラブが教育委員会に申請し、条件を満たしていれば教育委員会が認めるということか。

受益者負担について、会費は地域クラブが申請する際に設定するというイメージか。

【事務局】

そうである。

【委員】

会費について、一律で提示した方がいいという話だったが、アーバンスポーツなど学校部活動にはない種目についての基準は教育委員会が示すのか。

また、活動場所について、教育委員会がどこまで調整するのか。教育委員会は認めたので、後は好きにしていいたいということにはならないと思う。

そして、地域クラブの認定について、例えば、社会教育団体など多様な団体があるが、教育委員会はどこまで認定できるとみているのか。あくまでも部活動の地域移行の受け皿としての団体であるため、責任問題等も発生すると思う。

【事務局】

会費について、現段階では資料にある通りで提案している。ご意見をいただきながら検討したい。

認定制度について、教育委員会に申請し、要件に合っていれば認定をする。そして、認定された地域クラブを周知していきたいと考えている。例えば、ホームページでの公表を想定している。地域クラブに参加している方々や市民の皆様を示すことで、会費が見合わない、活動場所が主な場所と違うなどの問題が発生してもわかるようにしていきたいと考えている。ホームページの内容と実際の活動に齟齬があれば、確認をしながら対応することとなる。

【委員】

地域クラブの認定要件について、ガイドラインの遵守がある。地域クラブの活動時間や休養日は、学校部活動と同等との記載があるが、認定された地域クラブは、基準以上の活動はできないという認識でよいか。また、違反があった場所は、認定を取り消すなどの対応をとるのか。

【事務局】

認定した地域クラブには、ガイドラインの順守を求める。

また、認定取り消しについては、3ページ、第7条に認定の取り消しという項を設けている。

【委員】

認定の取り消しについては、段階を置く必要があるのではないか。例えば、「是正勧告をし、一定の期間内に改善を求め、それでも改善が見られない場合は取り消す」、「一方的に取り消しではなく、異議申し立て期間を設ける」などである。

地域クラブは子どもの活動機会確保のために立ち上げるというのが前提にあるため、違反行為があったからすぐ取り消しとなると、子どもの活動機会が奪われる可能性もある。取り消しまでの段階は考える必要があると思う。

【委員】

規約や会則について、簡単な規約や会則ではなかなか安心できないのではないか。できれば、教育委員会がひな形等を示し、これだけのことを書き込んでおかないと認定できないと示す必要があると考える。

教育委員会は認定をするが、運営は地域クラブに任せるということであったが、個々の地域クラブが、本来の目的から逸脱していないか、子どもや保護者の声を確認する必要があると考える。そのような声が学校に上がってくるかもしれない。教育委員会として、どのように見守るのか伺いたい。

【事務局】

認定された地域クラブの会費や活動内容等をホームページで公表し、生徒や保護者、市民、多くの人の目で見えていただくことで、本来の目的から外れていないかを確認したい。齟齬があれば、教育委員会に声を上げていただき、教育委員会が確認、是正を促すよう考えている。

【委員】

まだ明確になっていない部分もあるが、子どもたちが伸び伸びと活動できる地域クラブであってほしいと思う。この認定については、地域クラブにしっかりと規約や会則を作成していただき、教育委員会が認めるという枠組みの中で、子どもたちが安全・安心に活動できる場を確保していただきたいと思う。

【委員】

地域クラブに関する苦情が学校にあった場合は、学校から教育委員会に伝えることもある。

【委員】

地域クラブに関する何らかの情報が教育委員会に上がる場合、学校を経由する可能性が高い。それにあたっては、認定する入口がとても大切であるため、要綱をしっかりと固めていただきたい。

【委員】

地域クラブについては、勝利至上主義にならないことが謳われているが、大会参加は可能である。大会によって要項が違うため、大会要項に従っていただく必要がある。中体連の主催する大会であれば、教員が運営し、無償で審判などを担っている。協会の主催する大会であれば、審判料として謝金があることもあるが、中体連の場合はない。地域クラブの引率者には審判等の役員をしていただくなど、大会出場に関しての内容があればよいと思った。

【委員】

2ページ、ア、「教員」とあるが「指導者」にした方がいいのではないか。

【委員】

地域クラブの認定について、すでに中学校や小学校の施設を使用して活動しているクラブがある。このクラブと認定された地域クラブとの違いは何か。

【事務局】

ガイドラインを遵守するかどうかであり、認定によって学校施設を使用できるかどうかである。

【委員】

公認を受けるメリットや違いがよくわからない。面倒な申請をしなくても学校施設が使用できるのであれば、そのままでもいいと思う。その辺が明確に伝わるようにしてもらいたい。

【委員】

ガイドラインに則った活動でないと、学校施設が使用できないとなれば、申請する意味がある。しかし、公認非公認関係なく校長判断となると、申請する意味はない気がする。

【委員】

公認の地域クラブができた場合には、おそらく優先的に利用ということになると思う。そうなると、既存のクラブは学校を使用して継続的に活動するためのお墨付きをいただくために動くことになる。

この認定要綱を含め、最終的なガイドラインができた上で、学校への説明の後、地域クラブを募集するような形にはなろうかと思う。その段階では、費用や場所等の問題解決の糸口も見えてくるのではないか。

ガイドラインが施行される段階までに、さらに内容を詰めた上で、ご意見をいただきたい。

【座長】

以上で、本日の議事を終了する。